

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年11月28日（水）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 田 村 政 喜（横浜地方裁判所第6刑事部部総括判事）

裁判官 治 部 宏 樹（横浜地方裁判所第6刑事部判事補）

検察官 大 原 高 夫（横浜地方検察庁検事）

弁護士 飛 田 桂（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 63歳 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性（以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、裁判員を経験された方の意見交換会を始めたいと思います。

私は今日の司会進行を務めます第6刑事部の裁判長をしております田村政喜と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は裁判員裁判の裁判長として数十件これまで経験しまして、延べ数百人の裁判員の方と御一緒させていただきました。そのたびごとに、自分一人で考えるのと、更には裁判官3人だけで考えるのとは違って、いろいろな経験をされた方、いろいろな社会の御職業の方とお話しさせていただくと、自分では思い付かないような御意見を頂戴して、幅という面でも奥深さという面でも裁判がよいものになっていったなという気持ちを毎回持っているところでございます。

そうした経験をさせていただいているわけですが、裁判員を経験した方ならではの

の御意見を伺わせていただくことで、検察官、弁護人が今後、どのような活動をしていったらいいのかという大きな価値のある資料ともなりますし、更には、これから裁判員をお務めいただく方にとっても、御不安を抱えている方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、そういう方にとっても非常に大きな情報になると思いますので、この会は非常に有意義なものだと考えておりますので、今日は是非忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

出席者の紹介をします。まず検察官、一言だけ簡単に自己紹介をしていただけますでしょうか。

(検察官)

横浜地検の検事の大原と申します。私は今、検事に任官してから16年目ですけれども、裁判員裁判を本格的にやっているのは今年度に入ってからになります。実は8年間、検察庁にはいなくて出向しておりました、裁判は裁判なのですけれども、民事裁判をずっとやっていた時期がありましたので、裁判員裁判は8年以上前の1件だけで、実質は本当に今年度からやらせていただいているところです。

ですので、上司の指導を受けたり、経験がある検察官といろいろ話をしながら、こういう形でやったらいいのではないかと、やっているところですが、まだ従前のやり方が抜けていないところがありまして、検察官の立証を理解していただくにはどうしたらいいかということは検察庁の内部でもいろいろチェックしながらやっているところではあります。

こういう機会は、どういう立証をしていけばいいのか、どういう形でやると理解が進むのかということにも参考になるいい機会だと思いますので、よろしく願いいたします。

(司会者)

弁護士さん、お願いします。

(弁護士)

弁護士の飛田と申します。私はまだ5年目の弁護士で、ふだんは刑事事件をそん

なにやっているわけではないので、裁判員裁判もまだ3件しかやったことはありません。ふだんは割と子供の権利に関する業務をやっているという弁護士です。

今日は貴重な御意見を伺わせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(裁判官)

私は先ほどの司会の裁判官と同じく第6刑事部の裁判官の治部と申します。よろしくお願いいたします。

私は2年目の若手の裁判官でして、裁判員裁判はこれまで10件余り経験してきました。先ほども話がありましたけれども、裁判員の皆さんと議論をする中で、幅という意味でも深さという意味でも議論が深まっている、よいものになっていると感じております。

私個人としましても裁判員の方のほうが大抵は社会経験や人生経験が豊かな方が多く、いつも勉強させていただいているというところでもあります。

また、事件以外のところで裁判員の皆さんに余計な手間等が掛からないように、日々そういうことも考えながら進めておりますので、そのような点についても皆さんの意見を伺って今後の執務の参考にしたいなと思っておりますので、忌憚のない御意見をお願いいたします。

(司会者)

それでは、入っていきたいと思います。

本日の大まかな進行についてお話ししますと、まず今日、御出席の方それぞれから、担当された事件の概要や裁判員を経験された御感想などについてお話をいただいて、それから少しずつもう少し具体的な話に入っていきたいと思います。

副題みたいなものを付けさせていただいたのですが、今回、6人お集まりいただいた方がどなたも事実関係に争いがある事件で、長い方は足掛け2か月以上、短い方でも10日間ぐらい裁判に関わった方として、それぞれ御苦労があったと思います。

そういった事件ですので、先ほど検察官、弁護士からもお話がありましたように、そういった活動がどのように映っていたかというところなど、なかなかよく分からなかった、逆になかなかよかったというような話を伺いながら、更にはそれ以外のところでこんな御苦勞があったとか、逆にやってみたらこういうところは楽しかったというようなところ、そんな話も伺いながら2時間の時間を過ごしたいと思っています。

検察官や弁護士さん、裁判官からの質問も交えながら進めていきたいと思います。

では、まず最初にそれぞれ御担当された事件がどんな事件だったか、また裁判員をお務めいただいたの感想などをお話しいただこうと思います。

どなたからでもいいのですが、順番をどうしましょうか。とりあえず番号順で1番の方からでよろしいですか。

(1番)

私が担当した事件は非常に短い時間に、夜の11時半ぐらいから午前1時ぐらいまでの1時間半ぐらいの時間帯で4件の傷害事件、暴行というか、そのうちの1件が金銭を取ったというので、その事件の内容は時間的に考えても最初に暴行を受けた人が、この人が犯人だということと、4人目の方が、順番で犯人を探していくのですけれども、その間の監視カメラの状態とか、2件目も同じ人間だという証拠を探していくのにみんなで非常に悩んで、結果的には、例えば3番目とか4番目の事件がハンマーを投げ捨てたところがあったというので、では1番目にハンマーを投げつけられた人の血痕が出たというので、全てこの人が犯人であるというところまで、みんなでディスカッションしたり意見で苦勞した覚えがあります。

あと、感想というのは、私は素人なので裁判官とか専門的なこともよく分からないので、最終的な判決としては、みんなで決めたことなのですけれども、葛藤みたいなものがある。最終的には裁判官、専門的な方が、この事例はこのぐらいが通常ですよみたいなところを本当はもう少しやってほしいなど。事件は少しずつみんな違うと思うので、似たようなことはあってもちゃんと調べていくとみんな違うと思

うので、その辺をもっと、時間が掛かってしまうとお金も掛かってしまうと思うのですが、そういうところをもっと追及していただければというのが感想です。

(司会者)

ありがとうございます。

短い時間だったけれども結局4件の事件があるから、それぞれについて犯人は同じなのか違うのか、それが被告人なのかどうかということを詰めなければいけないし、最後に刑を決めるのもなかなか御苦労があったということですね。

またこの後、その話をきっかけにいろいろ聞かせてもらいます。

では2番の方、よろしいですか。

(2番)

まず事件の概要でございます。バイクに乗っていた被告人と車に乗っていた被害者の接触、バイクが車の横に接触したということに端を発して、車に乗っていた被害者がバイクの前面に立ってバイクを止めた、それを避けるようにバイクが発進して、それに被害者がバイクの後ろにつかまった状態で車が走り出し、前のトラックを追い抜こうとして反対車線に出た、そうすると、その人が振られるように反対車線に出て、そこに向かい側からトラックが来てひかれた、最初に接触したことのどこに原因があるかによって正当防衛が成り立つのか、あるいはバイクを運転していた被告人が後ろにつかまっていることを認識していたかどうかによって、それが暴行となり得るかかどうかという事件で、各種証拠、監視カメラやドライブレコーダー、証人等のことを確認しながら審理を進めた案件でございます。

(司会者)

今、少し聞いただけで、すごく難しいですね。

(2番)

はい。事実関係の認識が非常に難しく、まず結果から、医療関係の両者の教授が出てきてその解釈をする。あとは、物理的な工学博士等が出てきて、両者から専門的な見解でどうであったかということを証明しながら進めるのですが、それは非常

に難しく、結論に至るまでが非常に苦勞した点です。

(司会者)

ありがとうございました。

(2番)

それで、感想なのですけれども、これは多分皆さんに共通すると思うのですが、人生であり得ない経験をさせていただいたということで、まずは非常に感謝しています。そして、やはり裁判というものが本当に縁遠い存在であったものが理解が深まったというか、よい印象に変わった。これはこういった制度があることによって国民に対して理解をさせるいいツールであったのではないかなと思っています。

ただし、本当にこの裁判員裁判が先ほどおっしゃったように、幅が出た、深みがあったというところに本当に効果があるときと、決してそうでないときが多分あるということと、この制度があることによって裁判員や裁判官の方々に負荷が掛かること、そして更に検察官側、弁護人側、双方にとっても負荷が掛かる可能性がある。それが国の中でそれを意識して増員とかをやられているところであればあるほど、比較的それに近いのだけれども、どうしても裁判官側まで費用とかコストとかを考慮できるかどうかという、難しい制度だなと。それが発表の中の資料の中にも表れていたような傾向が見えるなど、個人的にはその場で思いました。

それは立証する側がきちんと作らなければいけないということは当然なのだけれども、最終の論告と弁論のところは重要にしっかりやって、その他については、弁護人側についてはメモ的なパワーポイントで説明されていたようなところがあったように感じていて、それはたまたまその案件だけかもしれないのだけれども、かけるパワーが証明する検察官側に非常にあったのではないだろうかと個人的に思いました。

(司会者)

そういう意識を持てるというだけでも、私たち法律家にとっては大事なことももしれないですね。自分たちの中だけで生きていると、そういった視点、制度がどう

あるべきかというところに目が行かなくなりがちになるというところからすると。
ありがとうございます。

(2番)

あと一点だけ。怖いことは、やはりこの制度があることによって裁判が長期化につながる可能性が否定できない。特に担当した件では、裁判が始まるまでに2年半という時間を要していて、それがこの裁判員裁判があることが原因かどうかはよく分かりませんが、やはり一般の方々に理解させるための資料の準備の仕方というのは、少し負荷が掛かる可能性があると思います。

そうすると、この制度が恒常的に続くのかも、重要な事件であればあるほど非常に難しい面が残るのかなと個人的には思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番の方、お願いします。

(3番)

私が担当した事件は老人ホームで高齢者が3人殺されたという事件でした。第1事件、第2事件、第3事件があって、3人の方が亡くなられた事件だったのですが、決定的にこの人が殺したという証拠は一切出てこず、その時に働いていたというのをただ合算しただけなのではないのかなと、いろいろな方向からいろいろ審理させてもらって、結局は本当に決定的な証拠というのが一切なくて、皆さんいろいろ悩んでいたというのが担当した事件ですね。

感想としましては、正直言うと、しんどかったです。私は2か月半余りこの裁判所に通って証人尋問やら何やらといろいろ聞かせてもらったので、雪が降るころから桜が咲くまでここで事件の概要等を皆で話し合ったという時間がすごくあったので、そういう部分では苦労した部分ではあります。

初めは興味本位で、こういう手紙をいただいて裁判員になればいいかなという感覚でしか来てはいなかったのですが、初めはそんなだったのですが、

実際にふたを開けてみるとものすごい事件の重さだし、確かに何人かという複数人で意見を求めてやっているのでしょうかけれども、これを死刑にするとかというので不安はありましたね。全然知らない人間を死刑にしているものなのかなと。ただ事件がこうであって、それをするのは間違いないのかもしれないですし、法律上はそうなるべきだとは思いますが、確かに高齢者が3人死んだとあって、その人がやっていると分かっていたら、人の命を三つも奪ってとなってしまうと、それはいいのでしょうかけれども、自分の言葉で人を殺せるという言い方もおかしいですけども、それで人を死刑にできるという重さは、一般の人間からすると重いです。

だから、そういう部分ではすごく悩まされましたし、そこは誰かに話して解決できるものでもないで、その時期は判決までのそういう時間はものすごく苦しかった時もありました。

皆さんも同じような意見が多くて、実際にやりましたという証拠が挙がってこなかったんで、頭を悩ませることしかなかったんで、あくまでも推測で、こうだったらこうなのではないかと、そんな類を皆さんで話し合っていて、いろいろな年齢層の方もいらっしやったので、いろいろな意見も聞けたというのもよかったですし、そういう部分ではこの裁判については苦労したというのが1番の思い出ですね。

(司会者)

恐らく数ある裁判員裁判の中、最長に近いものだと思います、2か月もお務めいただいたというのは。本当にお疲れさまでした。どうもありがとうございます。

4番の方、お願いします。

(4番)

私が担当したのはやはり三つの事件で、概要を話す前に、一体誰のための何の裁判かというのが初めは分かりづらかったという形でした。初めはみんな、来ている裁判員がクエスチョンマーク、一体誰の裁判をやっているのだというのがよく分からなかった、そんなところからスタートしました。

まず1番目の事件はある被害者、最終的には亡くなってしまうのですけれども、

そのお宅に空き巣に入って100万円を盗んだという事件。

2番目は更にその人に向けて、100万円はうまく取れたけれども次はもっとということで、国税局を装って、あなた脱税しているでしょうという形で通帳からカードから全部押収するという離れ技をやったのけようとするけれども、この被害者も何かおかしいという感じで、様子やら風貌やら何やらがマスクで隠しているから何かおかしいというのに気付いて、犯人側はやばい、ばれたというので逃げてしまったので、そこは未遂で終わったという事件です。

3番目はいよいよお金が、もっときちんとまとまった現金が欲しいということで、最後は強行的に、家族旅行から車で帰ってくるところを見計らって家族を降ろした後その人を拉致監禁するという作戦を綿密に立てていて、奥さんと子供を家の前で下し、少し離れた駐車場に停めに行った旦那さんをわっとみんなで襲って車の中に一気に連れ込んでいって、そこから拉致監禁して、もともと殺すつもりはなかったけれども、金を出させるつもりで脅していたのだけれども、そのときにドスを持っていたり何なりしていたので、揉めているときに足を刺してしまって、それで失血死という非常に凄惨な事件で、しかもそれがドライブレコーダーに全部音が入る、映像はもちろん前しか映っていないから分からないけれども、そのやり取りが全部ドライブレコーダーに入っているのです、我々はそれを聞かされたのですが、非常に残忍な部分だけはカットして、そこは文字だけで検察官の方が読み上げるという流れでした。

一体誰の裁判なのかというところがあって、主犯格みたいな人がいて、その人も証人で来ているので、一体誰の裁判なのかということが初めはよく分からないというような案件でした。その主犯格も既に捕まっています、刑に服しています、証人の一人として呼ばれてと、一つ一つ検察官の方が我々に説明してくれるのですけれども、その裏には黒幕みたいな者がいて、この主犯格に常に情報を流していたのではないかと。この情報がなければ、この主犯格も第1事件、第2事件、第3事件を起こすことはできなかつたのではないかとということを検察官の方が一つ一つ立証し

ていくという事件だったということです。

この黒幕の人は一切手を汚していない、ものの見事に本当に陰に隠れた形で、指示、命令という少し語弊がありますけれども、困っていた主犯格が相談するのでその相談に答えたという形で行くのだけれども、果たしてこれが黒なのか白なのか、無罪なのか有罪なのかということを検察官が立証していくのに対して、本人はそれを無罪と言っているということによっていく。

感想としては、まず裁判の流れそのものが私たちは分からないので、どんなプログラム、どんなメニューでこれが流れていくのか、そして今日は誰が来て何を話すか、もちろんそんなことは事前に打合せもないから、私たちはいきなり法廷にぼんと入って、一体何が起こるのかというところの神経をそこに集中させながら、大体こんなことが今日はあるのですということをおっしゃっているのだろうけれども、やはり初めてのことなのでそこが非常に疲れるというか、ミサイルがどこから飛んでくるかと分からないものをサーチしているような感覚で、常に神経を張りめぐらせながら、どんなことをやるのだろうかというところがあったということです。それは全貌や流れが分からないということでした。

それともう一つは、弁護人の方が冒頭に言った、こういった案件はこれを有罪だというのは検察官のお仕事であって、弁護人は疑わしきものは罰せずという論理で進めていくのだという裁判のありようというのを、聞いてはいて少しは知っているつもりだったけれども、全然分かっていなかったなというのを改めてそこで知ったというのが感想です。そこに伴う個人的な感情というのはいろいろあるのですけれども、それを話すと長くなるので、この辺にしておきます。終わります。

(司会者)

ありがとうございます。

5番の方、お願いします。

(5番)

私は同居していた幼児の方を、御自身の子ではない子なのですけれども、ゲーム

をするのに泣くのがうるさいということで布団でくるんでしまった結果、低酸素脳症になってしまい、死亡させてしまったという案件を担当させていただきました。

犯行態様がとても危険だということもあったと思いますので、世の中の人にこういった事件を起こしてほしくないという思いをどうやって伝えたらいいかということころを裁判の中で思っています。

あとは、分からないところは裁判官の方が一つ一つかなり丁寧に説明してくださり、皆で共通して理解できたかなと思いました。

責任はとても重いことだと思いましたし、その人自身の人生を左右することですし、被害者の家族も多く傍聴席にいらっしゃった気がしましたので、親族の気持ちも酌み取りながら懲役を決めなければいけないということを思いました。

最終的にはみんなで細かく話し合い、客観視することや事実をもとに、論点がずれないようにみんなで協力した結果が出たかなと感じています。

そのため、全体を通して私はすごく法律についても学ぶ機会になりましたし、裁判はとても公平なものだなと実感しました。最後は、みんなで一つのことをやり遂げたということで、達成感を持つ機会にもなったと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

6番の方、お願いします。

(6番)

6番の案件につきましては、3件の事件がありました。1件目が住居侵入、窃盗。2件目が住居侵入、強姦致傷、強盗。3件目が住居侵入です。住居侵入、窃盗と住居侵入の2件については認めていたのですけれども、住居侵入、強姦致傷、強盗につきまして被告人は黙秘ということで、いろいろな証拠書類等を出して認定して進めていきました。

こちらの案件につきましては、被害者も立ち会うということで、法廷でビデオリンク方式というのを採っておりました。

内容は、論点というのは住居侵入、強姦致傷、強盗なのですけれども、こちらは家に押し入り姦淫をし、そこから強盗で、子供がいる前でそういう行為をしたというところで、犯人の特徴とかを認定しながら進めていって、私も子を持つ親なのですけれども、いざ自分の子がそういうことになったらというところで、心の中が痛い中、裁判は進みました。

他には、強姦致傷というところで、皆さんはどうか分からないのですけれども、裁判員の我々として、補充裁判員もいたのですけれども、法廷でも、まず何番さんお願いしますと振られていて。はい、先陣を切ってください、何でもいいからとりあえず言えばいいのだよと。そういうところで少しつらい思いはしました。

案件が案件だけに、やはりいろいろなところで証拠書類がすごくあったのです。足跡痕であったり、SNSであったり、スマートフォンでも、裁判長のほうがスマホについてあまり認識がなくて、皆さんと説明をしながら話をして、他の裁判官の方とお話しして、分かりやすく説明いただきながら進めていった次第でございます。

この被告人につきましては、前科が他にも以前に2件ほどありまして、余計そういうのに対して検察官側から言った懲役の年数はあったのですけれども、先ほどどなたかからお話があったと思うのですけれども、今までの事例であったり、そういうところを比較して量刑を決めていきました。

年齢層につきましては、若い方からお年寄りの方もいましたし、そういうところでは十何日間でしたか。

(司会者)

12日、選任手続を含めて13日です。

(6番)

実質は1か月ぐらいこちらに来て裁判員裁判に参加させていただいたと思います。

これはやはり家族を持つ親として今後いろいろ向き合うところで、すごく悲しい事件でもあり、こういう事件は起きてはいけないなということで、最終的には、先ほどお話ししたとおり量刑の部分は決まりましたけれども、再犯の可能性もあると

いうところが心残りかなというところでは。

最後に、法廷の中で直接被告人と話をするというのが、最初の想像ではなかったもので、ドキドキ感がありました。質問と同時にどんどん進めていっていいのですよということで、あなたは何々でどうでしたかと、帰って来たらまたこうですということで、そういうところで非常によい経験をしたのかなと思いました。

(司会者)

どうもありがとうございます。

一通り皆様からお話を伺いました。

中身に入る前にお気持ち的なところで、まず最初に裁判員の名簿に載りました、何日に候補者として来てください、来ると抽選です、選ばれました、別室に来てくださいと。そのときはどんな感じでしたか。お気持ちというか、何かお話がある方はいますか。

特に3番の方はすごく長かったのですが、これをやるのかという感じでしたか。

(3番)

そうですね。1番初めは集まっている裁判員の方、全部で10人、皆さん、誰も知らないのですけれども、決まった人間でそのときに担当する弁護士と検察官と挨拶をし終わって、どこで聞いていいのかも分からないので、とりあえず決まったという話を聞いて、これから何箇月間よろしく申し上げますということで、何箇月間ですか、ちょっと待って、まさかこの期間全部ここに来るわけではないですよねみたいな話で、実はこれを全部やるのですよと言われて、ちょっと待ってくださいよという人も多分いたと思います。

一緒にやってくれた裁判員の方みんなの意見なのですけれども、やる期間をもっと明確に教えていただかないと、それだったら受けなかったという人も、やり終えた人で言っている人はいるので、期間とか、私たちは特に皆さんと違って長期だったのですけれども、それでいろいろ出ているのだと思います。

だから、電話連絡ではなくてメールでのやり取りが裁判所とできると、例えば電

車で遅れてしまいますというのは電車内で電話するのはだめなのだというのがある
いろいろありますので、その辺でメールのやり取りができたらか、連絡の仕方がもう
少し細かいところまでできるようになっていけば、遅れたりというのでも慌ただしく
ならないのかなというのがあります。

実際に途中で風邪をひいてしまっても脱落で、途中から参加するというのもで
きないので、やっている人間に迷惑が掛かるという人間としての申し訳ない思いが
出てくると思うのです。

だから、そういう部分で参加する側が裁判所とうまく連携ができるような状況さ
え作っていただければ、もう少し連絡などでもいろいろもっと楽にできたのではな
いかなとは思っています。

(司会者)

3番の方が極端に長いので、2か月というのがにわかには信じがたいところはある
ます。他の方は大体10日前後なので、一応連絡には何日と何日と書いてあるので、
比較的長いけれども、この10日間来るのねというのは、選ばれてしまったらしよ
うがないかということでしたということによろしいですか。

(2番)

意外とそうでもないです。結局、私も1か月超の中で十数日間、週に二、三日と
いうことになりますので、仕事において二、三日抜けるということが非常にネック
で、休日若しくは夜に行き仕事をするということになるので、やはり負担が掛か
っていることは掛かっている。

ただし、参加された皆さんは経験されてやってよかったなと思っておられると思
うので、やる価値は十分にありますが、あらかじめ先ほどおっしゃったようなこと
が選ばれる前提のときに、あなたは今回どれだけの拘束がある案件なので、それ
をお願いしますということを最初に言っていただけると、選ばれた後に言われるより
は非常に助かると思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

その上で、選ばれてしまったというか、だんだんいい印象に変わっていただいたようですけれども、先ほど、最初はこれからどうなっていくのかがよく分からないという話だったのですが、ある程度の説明はした上で法廷に入るのであれば、そこでもっとこんな説明をしていただければもう少し違ったなということはありませんか。裁判官が説明できることは限られていて、法廷に入らないと、立証するのは全部当事者なのであれば、何かございますか。流れがどこがどう進むかよく分からないというところですか。

(4番)

どんなプログラムで何をしているのか、自分が今どこにいるのかというのが分からなかったというところですね。内容そのものもそうですけれども、それ以前に、どんな手順でどんなふうに進んでいって最後を迎えるのだというのが、初めてですのでそこが分からなかったということです。

(司会者)

裁判所として治部さん、何かありますか。

(裁判官)

実は今、発言していた4番さんのは私が担当していた事件です。

確か全体の流れも一応は説明していたはずなのであれば、何回かやるとか、手続も具体的に、誰がこうやってとか細かいことまで知りたかったと、そういう御趣旨も含まれているのですか。

(4番)

手続のことはそんなでもなかったのですけれども、裁判に来る、今日は何があるのだろうと。資料は持って帰れない、ここでずっと見て、明日はこんなことがあるのだなというのは見て帰るのであれば、

証人尋問というのが1番長かった、多かったのであれば、これは一体何のためにやるのかというのが分からなかったということです。

(司会者)

分かりました。そういったところですね。

今の話が出たところを受けて、中身に入っていきます。

法廷に入ると、どのくらい覚えておられるかですが、1番最初に検察官と弁護人がオープニング・プレゼンテーションみたいなことを冒頭陳述ということで行っています。今、皆さんに伺うと、改めて手元に当時の資料をお渡しして記憶を喚起されたとは思いますが、前にやったことについてかなりよく覚えておられる。すごく私は感心していたのですよ。私はいろいろ忘れてしまっているのですが。

何日間も証拠調べに立ち会って、その後、議論をして判決に至ったので、今となっては頭に入り込んでいるのだと思うのですが、そのときの気持ちですけれども、最初にプレゼンテーションをしたときに、こんな事件なのねとか、それぞれ争いがあるので、こういうところに争いがあるのかとか、こういうことを私たちはこれからするのかとか、その辺りは見えてきたのか、何かよく分からないけれども終わってしまったという感じなのか、その辺りはどんな感じでしょうか。

きっと検察官、弁護人は最初のプレゼンテーションをどうしようかというので、一生懸命にいろいろ工夫しているところだと思うのですが、何かございますか。

検察官、弁護人でその点について、こんな形で聞いてみたいというのがもしあれば、質問を振ることによって聞くこともあります。特にはないですか。

(4番)

今、言ったプレゼンという意味では、検察官の方も弁護士の方も非常に分かりやすく、これが裁判員裁判として我々に裁判を難しくなく、こういうことなのだよということを専門用語は極力使わずに分かりやすい言葉で、非常に分かりやすいプレゼンをパワーポイントみたいな映像や言葉で上手に説明してくれて、検察官の方が説明してくれた概略、事件の内容というのはすごくよく分かって、こういう事件でこういうことなのかなというのは非常によく分かり、弁護人も弁護をするための内容をきちんと、誰に向けてしているのかといたら、彼らは裁判員である我々

6人に説明しているのだな、我々に焦点を当てているなということはずごくよく分かるいいプレゼンだったなと思います。プレゼンと言ってはいけないかな。

(司会者)

4番の方からそれを言っていただいて安心したのですが、先ほど誰のための裁判なのか、ちょっと分からなかったということでしたので、途中で分かるようになったのかなと。被告人は、何人もいるうちの一人で、みんなで拉致してけがをさせて死なせたという事件なのだけれども、事件の中身というか、そういったものについては分かるように説明はしていただいたということですか。

(4番)

そうですね。ただ、やはりこれは事件そのものが分かりづらかったのです。

先ほど言った主犯格と後ろにいた黒幕、実は二人とも実行犯ではなかったということで、二人とも手は汚してなくて、みんな下っ端にやらせていたという構造が私たちにとっては分かりづらい内容でした。それを説明だけで聞いていくとイメージがどうしてもつかみきれなかった、しかもそこに至るまでの話が、ある意味詳細ですごく長いので、また事件が三つもあって、それが複合的に絡まっているので、一体何なのだというのが少し一瞬にしてぱっとは分かりづらかったというのがありました。

(司会者)

6番の方、どうぞ。

(6番)

私は検察官側と弁護士側で冒頭陳述の最初のときに、弁護人の方がいらっしゃって少し失礼かもしれないのですけれども、検察官側の資料が非常に見やすく、こういう形なのだとイメージができるような冒頭陳述メモでした。弁護士側の方の資料が漠然としていて、なかなか捉えることができないという印象を受けました。

そういうところで、やはり検察官側の説明に聞く耳を持ってしまうというか、そういうところに絞ってしまうような感じに最初はなっていたかなと思います。

(4番)

全く同感です。検察官の説明は理路整然と流れるようにきちんと説明するのに対して、弁護人の方は、すみません、こんなことを言って、少しお粗末だなという感じがしたのは、私の裁判のときも印象的だったですね。

(司会者)

私が言うのも何ですが、恐らく検察官の方は全体像を立証するのでストーリーで立証するけれども、弁護人の方はそこで争う部分だけをしていくので、若干分かりづらいところがあるのは宿命みたいなところがあるのかもしれないのですが、ここを争っているねというところは分かったということでしょうか。

(4番)

これは感想になるかもしれないけれども、私は弁護人のいろいろなものを初めて聞いたときに、聞いていてだんだん腹立たしくなってきた、重箱の隅をつつくような形で、必ずしもそうではなかったのではないかとということで話をしていくのだけれども、それはそうだけれども、九分九厘こういう事実を検察官の方が持ってきているのに、重箱の隅をつつきながら、それは必ずしもそうではなかったのではなからうかという疑義を持ってくるやり方は、聞いていて何か心が落ち着かないというか、そんな印象を持ちました。

これは極めて感情的な話です。

(司会者)

ありがとうございます。

最初のところはそんな感じで。そこから証拠調べに入っていたわけですがけれども、書類の調べがあったり証人尋問があったり被告人質問があったり、様々なものがあったと思います。

書類の読み上げによって、現場の状況とか、いつ事件が行われたのかとか、前提となるようなことがいろいろ行われていたと思うのですが、そのあたりは頭に入っていましたでしょうか。

実は裁判官も同じなのですよ。裁判官も初めて資料を見るから、初めて見る現場を見て、初めて防犯カメラの映像を見たりして、なかなか理解するのに苦労するのは同じことなのですが、後で証人尋問を聞くことによって、前に聞いていたのはそういうことだったのねというのが分かるという状況でしょうか。

その辺りで何か御感想がある方がいらっしゃったら、いかがでしょうか。

(1番)

私の事件の場合は非常に短時間だったので、逆に頭の中での整理というのは、短い時間の中で、例えば最初の暴行事件があった2分後に違う被害者の方がお金を取られていたとかと。やはり弁護人の方が、そんな時間でここまで移動できるのかと、実際に本当の人間が別にいるのではないかということがあったのですけれども、追い掛けていくうちに結局は証拠がいろいろ出てきたということと、最終的に警察官が取り押さえたときに証拠のハンマーが出たので、そのハンマーの血液からということでした。

だから、その流れとしては分かりやすかったのですけれども、果たしてその弁護人の人たちが言っている、先ほどの重箱の隅ではないのですけれども、通常、ドラマなどだと1時間とか、長くても2時間で終わってしまうような物語が、どうしてそんな細かいところでこの犯人が、例えば大麻を吸っていたから、ラリっていたからこんなことが起きたのだとか。では弁護士の方は実際に大麻を吸ってそういう行動に出たことがあるのか、そういう人の気持ちが分かるのかと。専門的な先生もちろんいてやったのですけれども、衝動的に何かをやるということは起こりえるということで、また裁判員が、そういうこともあるのだったら、お金を取ったというのは、偶然にお金が見えてしまったから取ってしまったのだ、強盗目的ではないのではないかという争いだったので、その辺を立証していく。自分たちは、見ていくわけではないので、本当のことを言うと分からないので、先ほども言ったように、裁判官の方たちは証人こういうふうにして持って行って、犯人はもうこの人しかいないよねと、比較的事件としては分かりやすかったのですけれども。

(司会者)

ありがとうございます。

2番さん、どうぞ。

(2番)

審理の進め方については、私は正直言って、分かりません。言われていることは分かるのだけれども、理解ができない中、限られた時間の中で、それで理解をさせながら裁判員の拘束を短くしてやる仕組みなのだなと私は理解しています。

だから、ある意味では最初の数回は本当の意味では理解できなくても、限られた時間の中で証拠を見せるというプロセスはかなり完成されているものではないかと理解しました。

(司会者)

やはり後でいろいろな情報が入ってくることによって、周りのものの理解もフィードバックできるようになる。

(2番)

本当は多分証拠書類があると思うのです。それを事前に皆さんの方で1週間でも2週間でも見ていただければもっと理解が高まるけれど、裁判員の拘束がそれだけやっていいのかという話になるので、多分今回やられているやり方はかなり精度が高いものではないかなという感想を持ちました。

(司会者)

結局、先ほど私が申し上げたように、皆さんよくお分かりになっているのは、時々刻々、その時点だけを取り上げれば分かったり分からなかったりするけれども、最終的にみんなで議論をしたりするときに振り返ったりしますから、それは分かるようになったということでしょうか。

(2番)

はい。それは言えると思います。

これはフライングかもしれませんが、裁判が終わった後、6人の裁判員、

又は補充裁判員も含めて、もう1回機会があったらもう少しまくできるかもしれないということは、みんな顔を合わせて帰っていった記憶があります。

要するに、これで流れがやっと分かったと、次はこんな感じでこうなるのだなとイメージが分かっているので、今度はその辺のストレスがなくすつとできるねという話がありました。

1回経験すると、実によくできたシステムだということがよく分かりました。

(6番)

私は逆に案件が案件だけに、女性もいたということと見せられないということで、裁判官の方にホワイトボードで図を書いていただいたり、そういうところで認識ができたということで、この案件も陰茎とかも出てくるのですけれども、そういう真珠大の異物というものが出てきて、そういうところで我々にはイメージが全然、我々にはそういう人もいるのだなという感じだったのですけれども、そういうところを、法廷が終わってから戻ってきたときに丁寧に裁判長と裁判官の方々から説明をしていただいたので、補足などもありまして非常に理解ができたかなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。

(裁判官)

今の6番さんに伺いたいのですけれども、これで日程表を見ると、書類ベースの証拠を証人尋問と間に挟んでやっていますけれども、それはどういう区分けになっているのですか。

(6番)

事実認定ですね。

(裁判官)

まとめて書類の調べをしてから証人尋問をするのではなくて、まず書類を少し調べて証人をやって、また書類を調べてみたいになっていますね。

(6番)

そんな感じだったです。

(裁判官)

犯人であることを推認させるような事実ごとに、まとまりごとにセットでやっていくという感じですか。割と工夫されている例かなという印象を受けたのですけれども、それでも後で整理をしてもらってようやく分かるなという感じですか。

(6番)

そうですね。皆さん理解はしていましたよ。やはり説明が丁寧にいただいたので。ただ、毎回言葉を聞いたりすると、皆さん不快に思うのですね。そこが少し。やはり質問がきます、お友達でそういう人はいるかと。それがある方は、海外は普通だよとか、そういうお話をされる方もいますし、そういうところで我々もどんなものかなとインターネットで調べたりして、これぐらいで整形手術できるよとか、そういうお話も休憩時間に出ていました。

(司会者)

私が意見を言っている場合ではないですけれども、分からないというところは、先ほども少し申し上げましたが、裁判官も分からないのは同じなのです。私が裁判員裁判をするときに皆さんに言うのは、最初の冒頭陳述というのは運動会のプログラムだと思ってくださいと。最初に駆けっこがあって、次に2年生の綱引きがあって、次に3年生の騎馬戦がありますと、こういうものだと思っていただいて、そのぐらい分かればいいと。その順番を忘れてしまっても、騎馬戦だったかな、綱引きだったかなというのを目の前にもう1回、本番は展開されますから、展開しているものを見ればトータルでは分かるようになるので、1番最後に思い出ビデオみたいなものがもう1回流れます、それが論告、弁論ですという説明はするので、徐々に分かっていくというのは同じなのです。そこは御心配なくというところです。

もう1回やる場合にはですね。

(4番)

今の運動会の例えはよかったです。非常によく分かりました。

(司会者)

若干戻りますが、冒頭陳述のところに関して飛田弁護士から御質問があるようなのですが、いかがでしょうか。

(弁護士)

2番の方に、弁護人の冒頭陳述が量も多いので理解ができるのかということと、その後の証拠調べで弁護人が言いたかったことは何かというのが分かったのかというのを伺います。

(2番)

まず冒頭陳述に関しましては、検察官側で要点がまとめられています。それに対して弁護人側は文章ではありますけれども、8ページ程度記載されていて、言葉で記載されていることは理解はできます。ただ、そこに書かれている内容の裏付けとなることが分からないので、それが正しい、正しくないということがそのタイミングでは全く理解ができませんでした。

ただし、その後の裁判の中での証拠確認、あるいはそれを証明する大学の教授等の証言等を通じて、その裏付けとなる事実関係の確認ができましたので、裁判を通じては十分理解ができたと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、また証拠調べの話を引き続いてしていきたいと思います。

先ほど書類の読み上げの話もしていましたけれども、行きつ戻りつしますが、証人尋問とか被告人質問などを聞かれています。この人は何のためにこの証人に聞いているのかというのが分かる状態か、何のために聞いているのか分からないという人もいたかもしれないし、1時間聞いたけれども全く意味が分からなかったという場合もあるかもしれない。その辺りはいかがでしょうか。

逆に、この証人は何を聞く人で意図も分かりやすかったというのものもあるでしょう

し、その辺りの御感想などがあれば伺いたいと思います。

(2番)

今、おっしゃったことと若干ずれるかもしれませんが、今回の裁判を通じて気付いたというか感じたことは、直接的な質問だけをするのではなく、その関係するところを探り当てるための質問が両者から展開されていて、それに該当するのを引き出そうという行為がなされているように感じたので、我々は直接その事実関係を確認することが非常に多いのですが、そのきっかけを引き出すテクニックが今回は非常に面白いなと感じました、

(司会者)

なるほど。実はそこも同じことを感じているのです。裁判官も分からないので、私たちが証拠がない状態だから、何で聞いているのだろうと、ただ、ふだん仕事で慣れているのでしばらく待っていれば出てくるのだろうと思って、そういう癖はついているというところですね。

(2番)

ちょっといらいらするのです。何で直接的なことを聞かないのだろうと。

でも、結果、その次とか後になってみれば、このことを聞いていたのだなというのが分かってくる。それを裁判員もだんだんまねをするようになるのです。面白いなと思いました。

(司会者)

その辺りの御感想はいかがでしょうか。今、結構同意されている感じの方が多かったようですが。

(3番)

弁護士側も検察官側も説明は、私は理解してやっていたと思います。

ただ、証人尋問とか証人のお話というのは、経過につれて今、聞きたいというものが出てきてしまうのです。今あの人にこういうことが聞きたかったというものが出てきてしまうので、その場で証人の尋問で弁護士とかがいろいろ質問されているの

ですけれども、そのときには始めて間もないからというのもあって、みんなは何を聞いていいか分からないという状況に陥っているのです、そのときは分からないのですけれども、そういうのを全部まとめていって、終わってからまとめをしているところやってくると、あのときああ聞いていればよかったねというのが後々皆さん出てくるものなので、そこら辺が少し難しいですね。

そのときに聞けないのですけれども、事件性などをいろいろ調べていったら、今、証人尋問であの人にこういう質問がしたいといっても、今さらできないではないですか。そういうので不十分なところも出てきてしまうのは、長期だからこそというものもあるのでしょうかけれども、短期間におけるものだとまた少し違うのかもしれないですけれども、私が経験したのはこんなに長いものなのですけれども、結局、半分が過ぎたところに、あのときああやって聞いておけばよかったねというのを裁判員同士で話すぐらいのことも出てきてしまうので、順序というのがもう決まっているものなので仕方がないものなのでしょうけれども、そういうのももう少しうまくできたらなとは思いますが。

(司会者)

今の話に関連すると、評議になってから、ここはこういう証拠が本当は欲しかったよねとなっては少し手遅れですけれども、今、尋問している途中で休みが入りますね。そういうところで話をしたりして、何かこういうところは聞けていないけれども何か分からないよねというので、裁判員の方が御自身で聞いてみたら、分かったという御経験はありましたか。

聞けていない、分からないということはいかがですか。途中で何とか回復したということはいかがですか。

(3番)

それは皆さん、私たちの意見になってしまうのだけれども、それは全てが終わって休憩中に上に上がってきて御飯を食べて、休憩の時間がありますけれども、その時間に裁判長とか裁判官の方にこう思ったのですけれども、何かありますかという

ことを軽く言われたときに、思っている人は、こういうふうにしたのですけれどもどうなのですかということをその場で細かく説明していただけているので、理解している人はたくさんいたと思います。

(5番)

裁判官の方は非常によく酌んでくださっていて、全員が同じように意見を言って、同じように質問ができるように采配してくださったり、作戦会議とかと言っていたのですけれども、休憩中にお話を聞いて、どういうことをみんなは聞きたいと思ったのかをばんばん出して行って、言う順番とか、そのサポートは誰にしようとか、そういうところまで結構楽しくやっていたら、みんながどんどん質問したくなって、最初は少し控えめな方も最後の方は我先に質問したいみたいな雰囲気になっていったので、とても構成をよく考えてくださっていたなという印象です。

分からないことは自分たちも分からないことだよと、改めて教えていただきました。最初はこういう流れで今日は行きますよと言って、最後に終わったら、今日のもやもやしたでしょう、それはみんなそうなのですよと、持ち帰らなくていいですよとか、それは普通のことですということまで説明があったので、私はあまり悩んだり聞けなかったなという印象はなかったです。

(司会者)

いいこと聞きましたね。これからはそれを利用して、作戦会議を立てる。

(6番)

5番さんと同じですね。裁判長、裁判官の方々が順番で、1番の方、こういう質問をしましょうと。法廷でも、1番の方、何かありますかという形で非常に話しやすい場を提供していただけたということで、皆さん、もやもやとか、分からない不明なことというのを解消すべく進められたのかなと思っております。

(司会者)

4番の方、どうぞ。

(4番)

5番さん、6番さんは非常に丁寧にしゃべることを努力されたのだなど。私の裁判はそこまではなくて、質問したい方の自主性に任されるという感じでした。

案件も案件だったから逆恨みが怖かったので、みんな質問しないという感じで、勇気を出して言ったのが、私ともう1名の方だけです。その内容も本番というかあ
のときに、覚えていることと言おうとすると失敗するなという体験は仕事上していたこともあるので、言いたいことはメモに書いておこうという形で簡単にメモに書いておいて、何か質問がありますかと振られたときにははいと私は言えました。

何が言いたいのか、何を聞きたかったのか、本番で被告人を目の前にすると言いたいことが言えないまま終わってしまうというケースもあったという意味では、非常に丁寧に対応していただいて。

(2番)

本当に裁判官の方が、もし言えなくなったら言いたいことはこうだったので聞きますから大丈夫ですよ、安心して言ってくださいと。少し言っていると、最初の方は大丈夫、大丈夫とうなずきもしてくださっていたので、結構みんな言いやすかったかなと思います。

(4番)

そういう意味では、実は私の裁判は裁判官が聞き取ってくれたのですよね。私たちは手を挙げては言えないのだけれども、こんなことを聞いてみたい、あんなことを聞いてみたいと言ったら、分かりました、それをまとめて私の方で聞きましょうと言って、彼が代弁して聞いてくれたということはありがたかったです。

(2番)

事件の特色があって、なかなか発言しづらいという特性がある上でということですね。

(4番)

質問したら後で何の被害があるだろうと思うと怖くて言えなかったです。

(2番)

それで代弁していただいたのですね。

(4番)

これは代弁していただいて非常に助かったところがあります。

(司会者)

仕事柄いろいろお話しする機会というのはあるし、かえって我々と違って交渉したりとかもあると思うのですが、法廷で質問したりするというのは結構大変なものですか。緊張するというか。

(4番)

はい。それは緊張感走りましたね、あのときは。

(1番)

仕事でも何でも打合せとかが一切ない仕事をやっているの、人前でしゃべるということはまずないので、人生の中でこういう雰囲気が一番だめなのですよ。学生のときみたいなもので、まるで試験を受けているような気がしてしょうがないのです。

(司会者)

専門家が医学者とか工学者とか、2番の方の事件でもあったし、他の事件でもお医者さんが来たりしていたのですね。目撃者とか被害者などではなくて、専門家がお見えになったのは2番の方ぐらいですか。

事件の関係上、多そうなのですけども、それは理解ができたかとか、質問がしにくかったとか、目撃したというのだとこういうことがあったかなかったかというので、まだ日常会話に近いところがあるのですが、専門家だと正に医学の話とか工学の話とかなので、6番の方はどんな方がいらっしゃったのですか。

(6番)

SNSとかの方が出てきたので、ダンプリストとかそういうところの人で、こうやって読むんだよとか、そういうところで、たしか履歴とかの説明があったと記憶しております。

他にも足跡痕というところで、靴の足跡痕の専門の方からお話がありました。教授とかそういう方々ではないのですけれども、開発のお勤めをされている方の話が確かあったと思います。

(司会者)

その話は専門家の専門的な話特有の難しさがあるのではないかと思うのですが、それはプレゼンテーションのような形式を採っていたのですか。

(6番)

言葉と資料みたいなものでいろいろお話を聞けて、理解できたのかなと思います。

(司会者)

5番の方はお医者さんですか。幼児、お子さんが亡くなられているので。

(5番)

はい。医師の方がお見えになっていましたが、たまたま私は医療職だったので、非常に質問をしやすく、よく意味が分かったので、逆に皆さんで評議の際には、こういうことを言っていたよと解釈を任されたのかなと思っています。

すごく分かりやすく要点を絞ってお伝えしてくださっていたなと思います。

(司会者)

2番の方は医者もいたし、バイクの工学系の方もおられたのですか。

(2番)

両者とも同じ事実を解釈する上で評価も報告されていましたが、やはり解釈の仕方とか分析の仕方がそれぞれの視点が違うのと立場が違うので、同じことを別な言い方で言う。どちらが正しいかということは私も分からないのだけれども、最終的に事実認識という意味においては、両方からそういった分析された結果が非常に有効だったという認識はしている。それがないとやはり裁判の結果に結び付かなかった可能性は高いのだろうなど。

事実認識は最初に報告されている内容と、多分こうではなかったかと、事実の認識が変わった部分も出てきましたので、やはり専門家の力というのは大きい部分が

あったのではないかと思っています。

(司会者)

会社にお勤めだったりするとプレゼンに慣れておられたり、聞くのもやるのもですが、そういうところからして、もう少しこうしていただけると分かりやすいのだけなど、何かお感じになるところなどはありましたか。

(2番)

すみません。そこまでは感じることはできず、専門家の方々はすごいなということしか感じませんでした。

(司会者)

3番の方の事件も恐らくいろいろな専門家の方が出てきたのですね。

(3番)

被告人が精神疾患があり、検査をした結果というものをを見せてもらったのですけれども、さっぱりですね。そんな専門用語を言われても全く分からないので、こういうのを持っている病気なのだと言われても、説明はすごくしてくれるのですけれども、実際問題として、そういう病気だったらこういうこともあり得るというのがあって、余計に悩ませる原因の一個を作っただけだなと。今、ここまで来ているのにみたいなの。多分すごく悩まされた人間は多々いると思います。

要はその病気のせいでそういう行動に陥ってしまうのだというのも、専門家の先生からいろいろ教えてもらっていると、実際にそれも踏まえなければいけないというのがありますので、そういうことですごく悩まされる要因の一つだったりもします。

亡くなられた方の診断をした医師のお話も聞かせてもらったのですけれども、それは心が痛いですね。こういう状況でこう亡くなられていましたというのを、絵などはないのですけれども、実際にそういうところがこうなっていて、こうなっていましたというのは、大体打撲とかなので、何となくは理解するところは結構ありました。その点について説明はきれいにいろいろ細かく説明していただけたと思うの

で、それはよかったと思います。

本当にその事件に関してみんなが決断を下すまでに自分たちが経験していない難しいものがもう一個飛び込んできたというのは、すごく難しい要素にはなりました。

(弁護士)

検察官側からも弁護人側からもメモがかなりたくさん出たと思うのですが、先ほどの例えば証人に話を聞かせるときにこういったメモを活用されることというのはあったのでしょうか。

(3番)

はい、活用はしていました。証人尋問のときには、その資料を弁護人側からと検察官側からその日にやるプログラムをいただいていたので、それを見ながら質問をしているときにお話を聞かせていただいたので、必要な書類は行く前に、裁判官の方から言われていたので、それを持って行って聞くようにはしていました。

そこら辺は皆さん、こんなに見なければいけないのかと言っている人もいましたし、さっぱり分からない人もいましたけれども、その1日が終わってとか休憩中に、どういう話をしていたのですかと、分からない人は聞いたりして、そこで理解を深めた人も多分いると思います。

そこら辺で一応書類に関しては必ずみんなで見ながら通して、書類を見ながらみんなの説明を受けていたというのもあるので、私たち素人からするとかなり重要なものだとは思いますが。

(2番)

証拠調べという話でずっと先ほどから話が展開されているように思ったのですが、私は教授の話もあるのですが、今回非常に重要であったことは監視カメラ、ドライブレコーダーの画像、交通系なものでそれが重要で、あとは関連する写真もあったのですが、1番悩んだのは、証拠となり得る、完全な証拠と判定するための監視カメラの画像が、遠隔地であったり解像度が低かったりして、もっと監視カメラの数が世の中に多くて解像度が高かったら、判決に対して有効になり得るのだろうなど

いうのはすごく感じて、これが世の中に浸透してほしいなということを今日、言いたいなと思って来ました。

それで、本当にもっと裁判が早くなるし、結論も決定的なものが出てくるように感じます。

(司会者)

なるほど。いろいろなところが撮られてしまったらまずいかもしいないですが、確かにそうですね。

(6番)

やはり2番さんと同じように、解像度がよくなるといいなというのは思いました。あとは、推認というところが結構6番の案件についてはあったので、精度というか、そういうところをもう少し見えるような形を採っていただけたらよかったなと、もっと立証できる部分でもあるのかなと感じました。

(司会者)

もどかしい感じですか。これの解像度が上がってれば証拠価値が高いかもしれないけれども、これだったら決め手にはならないというので、その部分がね。

(2番)

その解釈に、ビデオだけでも何日もみんなで見て、この瞬間かなというのを確認するのですけれども、なかなかその判断が難しかったです。

(弁護士)

4番さんに質問なのですけれども、先ほどの証人尋問の話のところ、争点が割と共謀、一緒に犯罪をしようと思ったかと、割と難しい、おっしゃるとおり何を立証しようとしているのだろうと、なかなかふだんしないことかなと思ったのですけれども、尋問のときに、やられた方、主犯格の方などがやった実行行為者がやったことと、この被告人がやったことというのは切り分けて質問するのは難しいのではないかなと思ったのですけれども、その辺りはいかがでしたか。

(4番)

検察官の方の質問は実に流れるようにすごかったですよ。聞いていて、なるほどな、そうかということ、証人に来ていた人たちというのは、みんなほぼ実行犯の人たちで服役していたのです。先ほど言った1, 2, 3の事件で実際に下っ端だった人、またこれは手を汚さないで主犯格だった人、更にこの黒幕が今回の被告人だったけれども、この人も呼ばれて、それを検察官の方がきちんとした資料を作って、まるで打合せているような感じでどんどん答えていきますから、我々が聞いていてもリアルにそうだったのだ、こんな事実があったのだな、こうしたんだなと、淀みがないですから、尋問に関しては何の違和感もなかったです。

(弁護士)

一つは自分がやったことというのは、おっしゃるとおり流れるようにしゃべれると思うのです。争点ではないところかなと思うのですけれども、まさに一緒にやろうとしたのかという、場合によっては仲間内での引っ張り込みということが起きたりとかする中で、双方しゃべりづらいこともあるところが出てくると思うのですけれども、その中にもやった行為の話と、どういうふうに関与、一緒に犯罪しようとしたかというところの切り分けが、法律家でもかなり難しいかと思うのですけれども、そういう事前のレクチャーというのは何かあったのですか。

(4番)

別に共謀することの難しさなどということは、この裁判では一切感じなかったですね。証人尋問のときに証人に来ていた人たちは、みんなその人と打合せをしたり指示があったり、何らかの形があって、そこに対する違和感というのは全くなかったですね。

(裁判官)

今、4番さんがおっしゃった事件を担当していたのですけれども、この被告人から主犯格がこういう情報を受けましたと、そこがポイントになるというのはもうお分かりになっていたということですね。

私から聞きたいのが、主犯格は1, 2, 3の全ての事件に関与していて、この被

告人とやり取りしていましたがという話を彼にしているのです、そこを認定できるかというのがポイントであると。他の証人は主犯格が言っていることを裏付けるような証拠になるのですけれども、その主犯格の人以外の人と言っていることはどこがポイントになるかとか、その辺は聞いていて分かりましたか。

(4番)

どこがポイントなのかですか。

(裁判官)

主犯格は結構分かりやすいのですけれども、そうではない人たちについて、どこがこの人の言っていることで大事なのかとか、その辺は聞いていて分かりましたか。

(4番)

そういう意味では、この一つの事件のパズルみたいなものがあって、そのピース、ピースで話がされていくので、全体像がなかなか見えづらかったというのがあって、そのピースも証人が5人いれば五つのピースのパズルだと思っていただければいいのですね。でも、それがどんな絵になっているのかというのは、ピースだけを見せられて、それをぐっと追及していくので、そのピースから想像できる大きな絵というのは何だろうというのが初めは分かりづらかったです。

でも、最終的にはそれが分かってくるのです。そのピースが全部はまって、一つ一つの証拠、証人が5人いれば五つのピースがはまって、これが一つの絵ですよと見せられると、これは花の絵なのですね、これは飛行機の絵なのですねというのが分かるような、そんな進め方だったのだなということを後からも、途中から感じましたけれども、だんだん画像が一つ一つ絵がはまっていくので、見えてきたかなという印象を持ちました。

(司会者)

証拠調べの締めくくりの論告、弁論のところ、先ほどもプレゼンテーションの話が出てきましたが、まとめのところでの後の評議で活用し得るようなものだったのか、もう少しこうなっているとよかったとか、とても役に立ったとかという辺

りの御意見はいかがでしょうか。

特に、先ほど2番の方だったか、民間の企業のプレゼンの仕方からして、冒頭陳述は仕方がないとして、論告はもう少しこういう切り口だともっと訴えるものがあるとか、もしあればお聞かせください。

また、何か御意見があればお願いします。

(2番)

今回、情報量が多すぎて、限られた時間の中で、最終的な部分をパワーポイントに焼き直すなどということは物理的には不可能だと思います。

だから、限られた中でやろうとすると、人をかけるかどうかの負荷の問題で、現実問題、弁護士側にしても、そのところを書こうとすると個人の負荷がコストとかではね返るので、かなり難しいことを私は今回言っているだろうなと思っています。

限られた中でやろうとすると、十分な資料がたくさん出ていますので、それはもう致し方ないことだと思っています。

少し個人的に思っていることは、最初のころから繰り返し言われているのですが、最終的な評議、刑期等を判断することが非常に難しいなと思いました。過去の事例を基にされているのですが、該当する案件のデータベース、対象となるものがあまりに少ないと思いました。

これは時間を掛けて蓄積しない限り、判決に対して有効になることはなかなか難しいのかなと。更にその中身が例えば情状酌量だとか内訳が分からないので、結果とグロスと数字ぐらいしか入っていないので、それを判断するということが可能であれば、それを少しずつ蓄積していくことが将来につながる、今は無理かもしれないけれども、そういうことをやっていかないといけないのではないかなと感じました。

だから、最初に裁判員の方々のスキルだとか力量に頼ってその判決、それは変化していくものなので、また難しいのだけれども、そこに力をお借りした中でみんな

なで意識を合わせたのが最終的な評議の結果だったと感じています。

以上です。

(司会者)

1 番の方、この事件は四つあって、短時間でいろいろあって、いろいろな証拠があったというお話だったのですが、私がぱっと拝見したところでは、検察官は四つの事件とも犯人は一緒ですと言って、この人と被告人は一緒ですというパターンなのですが、それぞれ丁寧に一つ一つ検討されていると。だから、いろいろ御苦勞があったのではないかと。結局論告は使えない状態になってしまっているのですけれども、やはり大変でしたか。

(1 番)

ええ。分からなかったのは、やはり先ほども出ましたけれども、防犯カメラの解像度が低すぎるということとか、時間的な問題、短時間のうちに2番、3番の事件のときが2分ぐらいしか経っていないというのがあったり、犯人がこの事件を起こす前に大麻を吸入していたということ、それは専門家の方に聞いたのですけれども、実際問題として、裁判員が大麻を吸っている人間がいるわけではないので、そういう専門的な話を聞くと、暴力的なこともあるのだと。

ハンマーを使って殴っているのだったら、本当に殺意があれば一撃でできるだろうと。でも、そこまでひどいけがを負っている方はいない。骨折ぐらいの人はいたのですけれども。

その辺でつじつまを合わせていくためには、結局、話としては本当のドラマみたいに先ほどのピースが埋まっていくのですよ。大麻を除いたところだけは。

こういう事件でこの証拠が今、出ていないけれども、四つ目のときに捕まる前に何かを投げたのは警察官は見たよと。では、その何かというのは何だったのだろうと、付近を探したらハンマーが出てきた。恐らくこのハンマーが証拠なのだと思ったら、そのハンマーから犯人の指紋と1番と2番の方の血液が出たということで、結局、後の方から前が埋まってきたみたいな感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。

(弁護士)

今の1番さんに質問します。この事案は被告人の方は覚えていないという感じでしたね。その覚えていないという話の受けられた印象であるとか、それがこの事件を理解するに当たって何か難しさとかはありましたか。

(1番)

結局、本人はほとんど覚えていないというか、知らないと言っていましたので、その辺を防犯カメラとか時間的な流れというか、推認ももちろんありますけれども。

(司会者)

証拠調べについて今、弁護士さんからはある程度御質問がありましたけれども、検察官からは何かありますか。

(検察官)

4番の方にお伺いしたいのですけれども、この事件では検察官の立証の支えとして義理の弟の尋問を実施したと思いますけれども、この尋問について意味があると考えておられますか。

(4番)

ありましたね。すごくインパクトは強かったですね。直接、関与はほぼしていないけれども、100万円盗まれたときにやはり一緒に立ち会っていたり、通帳のことも口論していて、何せ今回亡くなられた被害者の方はある会社の社長さんだった。この黒幕と言われている人は社員で、しかもナンバーツーだったというのが主犯格に情報を流すことで主犯格が人を使って殺してしまったという三つの事件を起こしたわけで、側近中の側近だったわけで、この被害者の義理の弟というのは常に見ていた人だったので、彼の言動というのをつぶさに裁判の場で表現していましたので、本当に証拠になるのかなと一見思うかもしれないけれども、人となりというものを全部しゃべっていますから、そのときの反応とかいろいろなことを全部話し

ていますので、逆に事件の概要が一つ大きなあれだったら、その細部にわたるところの映像を見せていただいた感じがするので、非常に有効だったなど。義理の弟さんの尋問というのは非常にインパクトが大きかったと思います。

(司会者)

意図は伝わっていたようですね。

(4番)

証人の持っていき方というのは、後から思うとすごいなと思いましたね。逆に私は裁判長に質問しました。この証人の人数というのは、何か定めがあるのですかと。ありませんと言って、検察官の方がこれを立証するのに必要とあれば、5人が10人、10人が20人、それこそ3番さんの事件はすごく多かったということを知りましたけれども、それを立証するためには少なければ少ないでいいけれども、いろいろな角度でそれを立証するにはそういった必要性があって、今回の場合はこれだけの人が必要だったという検察官の判断でしょうと裁判長に言っていただいて、そういうものなのかという認識を初めて持って、ふうんと思いました。

質問によっては、義理の弟さんの発言というのは非常にリアルで分かりやすかったですね。

(検察官)

2番の方に質問したいのですが、この事件は非常に現場の状況であるとか、バイクがどう動いたとか、それによって被害者がどういうふうに動いたとか、非常に複雑な感じで、その関係で自動車の工学の関係の方とかの尋問がされたということだったので、尋問は分かりやすかったですか。

(2番)

尋問というか教授がそれぞれの視点で工学博士が御説明をされていた、それは分かりやすかったかどうかというよりも、そういう事実がありますというのを初めてそれぞれの立場で聞いた。それによって加害者が有利か不利かに左右される要素を事実として伺った。それ以上でもそれ以下でもなくて、それを我々がどう解釈し判

断するかという材料の一つとして提供いただいたと。

それだけで判断できないので、様々な証拠書類等を総合的に見て判断したということですが。

それは結局、本人がバイクを運転していて、そこに人がぶらさがっていますと。これは運転する方がそれを感じることはできたか、できなかったかというところに、工学博士の方がこれぐらいの力学が働くので、それは分かるはずだとか、分からないはずだという専門的なところでおっしゃるのですが、ビデオの中からどれぐらいのスピードで動いたということが事実として推測されるので、それに基づいてどうであるかということをおっしゃっているのですが、我々はそれを材料として判断することができたという意味では、非常に重要な要素であったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

時間が迫ってきたので、最後に、皆さんは長期の事件に関わって、長期でなくても裁判員になるということは精神的にも時間的にも御負担が掛かることですが、参加される前は必ずしも、中には是非やりたいと思っていた方もいらっしゃるかもしれませんが、そうでもなかったのではないのかと思われるのですが、先ほど冒頭に御感想を伺っていると、いい印象に変わったとか達成感があったとか、いろいろ前向きな御発言をいただいて非常にありがたい思いをしているのですが、どうやってそういう気持ちに変わっていったかとか、何かきっかけとか乗り越えていったことがあったら、その辺りのことをお聞かせ願えればと思います。

更には日程の組み方とか、長期でももう少しぐっと集中している方が、例えば10日なら10日、集中している方がいいとか、この辺はお仕事によって違いますけれども、その辺りの御感想などがあったら、より参加しやすくなるかなとか、これからの方のためにお話があればうれしいなと思うのですが、これは皆さんから伺ってみまじょうか。

逆からにしましょうか。6番の方、お願いします。

(6番)

私は最初、選ばれないと思っていました。最初に名簿に載りますね。見ると11,800分の1と書いてあったので、まずないなという感覚でした。それは確か11月末ぐらいに来たと思うのです。最高裁判所という黄色い封筒で。

その後にもまた封筒が来て、集まってというところで、最初は確かに不安ではありましたが、国民の義務ということで、職場でも少なくともお休みというか職場に行かない時間がありますので、説明をさせていただいて、参加したことによって、経験上は誰でもできるわけでもないし、皆さんいろいろな案件があるとは思いますが、その中で人生の中で経験ができてよかったなということと、最初は嫌だなと思ったのですが、1番支えになったのは、共にやっていた裁判員の方々と補充裁判員の方々といろいろなコミュニケーションが図れて、そういうところでみんな経験として非常にやってよかったなと、私自身も人生の経験上、非常によい経験をしたなと、またいろいろ知ることができたなと思っています。

ふだんは知り得ないことも実際やっていくことによって見えてくる、感じられるというところでは非常によかったなと感じました。

そんなところでございます。

(司会者)

ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

私は裁判員制度ができたときから、是非やってみたいなと思っていたので、当たりましたといったら、うれしいなと素直に思いました。

ただ、職場の理解がないと難しいと思いましたので、職場の方にもお伝えしたら、皆さん快くよかったねと言ってくださったので、何とか調整をして来ることはできましたが、これ以上の拘束だとちょっと仕事に支障が出てしまうのかなと思うので、

難しくなるのではないかと考えました。

一つの物事をいろいろな人生の経験とか立場で話す機会というのはなかなかないので、そういう意味でもすごく勉強になったなと本当に思っています。

たまたま司法修習生の方が裁判員裁判を見学にいらっしゃった日がありまして、見たときに、医療職の学生もそうなのですからけれども、よりすごく礼儀正しくて驚いたのです。やはりそういったお仕事に携わる方はとても誠実な人が多いのだなと、本当に印象として思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

4番の方、お願いします。

(4番)

私も最初に来た資料では6,000とか8,000分の1の確率みたいな感じだったので、まさか選ばれないだろうとは思っていたけれども、選ばれて実際にこの場に来たら、ざっと数えましたけれども26名ぐらいいらっしゃって、そのうちの6名プラス2が選ばれるというときに、ここまで来たのならもう選んでほしいなという感じではありました。せっかく時間も掛けてここに来たのだし、ここで残念でしたと言われたら少し残念だなと思ったので、そのうちの6名の中に選ばれたというのは、正直言ってうれしかったです。やってみたいという好奇心もどこかにあったのでしょね。5番さんのように最初からやりたかったかという、そういうのはなかったのですけれども、まさか選ばれるとは思わなかったというのがあったので。

あとは、実際やってみて、進めていく中で、一つ一つが全部経験でしたので、やはり貴重なもの、代えがたいものとしてあるかなと思いました。

周りからは、人を裁くなどということはすごいプレッシャーではないのかということをよく言われましたけれども、自分が裁くというわけではなく、きちんと法律に則った、今、決められているルールの中でこれが最高といわれる、ベストという

よりはベターという1番の形で成り立っているわけですから、そのシステムの中で則ってやっていくというのは非常にルール付いているわけですし、きちんとした中でやっているわけですから、そのルールに従ってやっていくということは非常に大切なことです。また、そういう世界を垣間見せていただいたというのは、大きな経験になりました。

職場でももちろん上司に報告をして理解をしていただきましたし、たまたまというのか、この出廷した10日間はほぼ私の仕事の合間を縫うような形で、いい形でバッティングしないような形になったのも奇跡的なことでした。

終わった後は上司から、その貴重な体験を差し支えない程度でみんなの前で発表しろという場も与えられて、こういう体験をしましたということで、差し障りのない形で裁判の流れとか自分の感じた所感などを5分、10分しゃべる機会をいただいたというのも、皆さんが裁判に対してどんな思いを持っているか分からないですけども、そういう変な概念を取っ払ってもらうにはいい体験だったかなと、また、自分でいい発表というのも変ですけども、そういう裁判のありようをきちんと表現できたかなと、そんな感じはしましたね。今回は本当にありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

私も5番さんと同じで、やれるのだったらやってみたいなというのはありましたし、4番さんと違って、私は裁判員の選出が60人ぐらいいたと思うのですよ。多分これでは当たらないだろうと思っていたので、当たらないなら当たらないでしょうがないと思って、運がよかったのか悪かったのか分からないですけども、抽選は当たりまして、逆に私は会社には理解を得られず、そんなのは早く辞めてきてしまえよと、途中で抜けてでもいいから仕事に来いというぐらいに言われていた状況があったのです。

そのときは、こんなに長くなるとは思っていなかったもので、多分1週間ぐらいで終わるのではないかなどと軽く考えていたら、ふたを開けてみたら30日間来なければいけないではないかみたいな話になって、昼間はこちらに来るという予定で、3か月うちはずっとここが終わってから夜仕事に行って、昼間はこちらに戻ってきて、それでまた夜行って、水曜日は昼間がないので、そのときに寝て水曜日の夜行ってというのをずっと繰り返して、結構自分の体を痛めつけるには十分な期間だったようです。

それでもいい経験はしたかなとすごく思います。普通に生活をしていたら味わえる経験ではないので、ましてや人を殺したのではないかと疑いの掛かっている人を自分が裁くのだと、正直言って重くもなりましたし、どこまで自分の言葉が軽く発言できないというものにも陥りましたし、被告人の質問のときもいろいろ聞きたいことはいっぱいあったけれども、聞けなかった部分もいっぱいあるのではないかなというのも、今、思うとやはりあります。

実際、その長い期間を経ていろいろ経験してですけれども、これから裁判員をやるという方に向けるメッセージというのは、体験しないと分からないことなので、今、私たちがよかったですよと言っても、やりたいと思う人はそう中にはいないと思うのですよ。5番さんのように初めからやりたいと思うのは、6人いても多分1人だと思うのです。

それでも6分の1いて、結果が決まるのはコンピューターのルーレットではないですか。ピッピッとやるだけで番号が決まってとなるわけで、実際に裁判員の人数が下回ってしまうと、一からやり直しだと、実際にそこで責任を負わされているのが重いと感じる人もやはりいるとは思うのです。

やりたいという人はそういうのは苦にも何にもならないのでしょうかけれども、選ばれないよなと軽い気持ちで来ていて選ばれてしまった人というのは、初めは多分そう思いますね。

私だったら、初めはそう思ったので、こんなに長い期間をやっていろいろ考えて

自分の意見が一人の人間の決断をどちらに転ぶかわからないと、そこまで緊迫したお話し合いにはならなかったにせよ、そういうイメージを持つのは人間誰しもあると思うので、そういう部分では、本当に申し訳ないのですけれども、新しく裁判員をやられる方に関して、いいメッセージを私は送れないと思うのです。

やってみていい経験にはなるとは思いますけれども、本当に短い期間だったらいいのではないかというのが率直な意見です。まれに見る私みたいに30日間とかを経験するのは難しいとは思いますが。当たって、頑張っただけで体調を崩された方もいたり、みんな頑張っただけでやってくれて、その分責任があるからみんな来てくれたのだと思います。

多分初めはみんなそんな感じではなかったと思うのです。初めは皆さんともあまりすぐ口をきくコミュニケーションもなかったですし、だんだん徐々にコミュニケーションを深めていって、という感じで。

やりたい人間を集めてしまえばいいではないですか。昔、言ったことがあるのです。新しくというか、抽選で決められて、嫌だなといって行かなければいけないと思う人間がいるのだったら、逆にやりたいという人間を集めてしまえばいいのではないですかと思ったこともあったのですけれども、それだとやはり平等ではないのだなというのもありましたし。

私がいた裁判員の中でも年齢層がいろいろあったので、いろいろな年齢層の意見も聞けたし、そういうのもあって、感情移入をしてしまうと難しいところがあると思うのです。被告人を許せないとそこから入ってしまうと、正直言って、証人とかの質問をしていても全く意味がなくなってしまうので、そういう部分でもやはりいろいろ考えなければいけないというのも考えさせられました。

自分はものすごくいい経験をさせてもらったとは思いますが、新しくやるというのに対しては、やってみた方がいいですよとはお勧めはしたくはないですね。申し訳ないのですけれども、お勧めはしたくないです。

(司会者)

ありがとうございます。

2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

まず私は会社の理解があって、制度としてこういうところに参加することは全然あります。ただ、自分で仕事の調整をしなければいけないということだけの話なので、その点ではよかったと思います。

先ほど話があったように、私は半分ぐらいは希望者の中から選ばれる制度であってもいいのではないのかなと思います。つまり、先ほどおっしゃったように長期に拘束されるという前提があれば、やはり一般の方から突然選んで、あなた、3か月これに関わってくださいねというのは、大変無茶な話で、そういった検討なりのものが、全体でなくて一定の割合でも特定の案件だけでもいいので、検討が進めばいいのではないかなと思いました。

また、やってみての感想は、裁判員をやらせていただいて非常に感謝しているし、やってよかったと思っています。

これは大抵の方は、選ばれたときにはどちらかというとやってもいいかなぐらいの程度の方が、裁判員に関して補充裁判員の方についても私が参加した裁判に関しては、全員が最終的にそういう気持ちでありました。

補充裁判員が一定期間が経過して外れるときも、その方は最後まで関わりたいとおっしゃっておられましたので、お金をいただけなくて参加して、後ろの方でもいいので残していただけるような制度になれば、最初に入った気持ちを維持させてあげられるのではないかなと個人的には思いました。

結果としては皆さんにやっていただきたいなということと。

あと、裁判員の中に参加させていただく中で、裁判所の方々、裁判官の方もそうなのだけれども、雰囲気作りに非常に努力されていること、この努力は大変なものがあったと思っています。

これを進められて、裁判所の方もそうだし、検察官側、弁護士側、双方、かなり

努力をされているということに非常に敬意を払いたいし、お礼を申し上げたいと思います。

あとは、全体を通して、裁判が長い。長いというのは、始まるまでも長いので、どうしたらこの裁判というものを短くしていけるのか、それは裁判員裁判であったとしても、難しい裁判だとやはり裁判員、一般の意見を入れた形の判決というのは納得性が高まると思います。それは非常に有効な手段であるとは思うのだけれども、一方で長くなることは考えていかなければいけない。特に加害者も被害者も非常に長い期間拘束されて、加害者の御家族、被害者の御家族の親御さん、家族の方も非常に悩んでいる期間、これをどうやって短くするかというのは永遠のテーマのような気がしますので、裁判員の中で解決できることではないのだけれども、継続的に考えていかなければいけない課題がそこにいっぱいあるなと感じました。

以上です。

(司会者)

どうもありがとうございます。

1 番の方、お願いします。

(1 番)

全部出ましたね。私も 1 万数千分の 1 というときだったので、絶対選ばれないとは思っていました。私は持病を持っていて、結構喉を潤していないとだめなので、何時間か法廷に、1 時間、2 時間、お水も飲めないという状況は多分むせたりせき込んだりするのではというお話も裁判官の前でしたのですが、それでもなぜか受かってしまいまして、絶対ないと思っていたことがあるということですね。

あと、自営なので日銭で暮らしていて、1 日幾らという仕事を自分で受けてやるものですから、幾らかお金は頂けるのですが、たかが 10 日ぐらいでも生活のほう結構きつかったですね。これしかくれないのかみたいところも正直言っていました。申し訳ありません。国民の義務ということが心に残りましたので。

あとは、経験としては、これからやる方には、やってみたほうがいいよとは言え

ると思います。少し考え方が変わったのは事実です。人を裁くなどということは初めてだったので、結構プレッシャーが掛かりましたけれども、やってみたということは、自分にとっては大きかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

最後に一言、出席されている検察官、弁護士、裁判官、何かありましたらお願いします。

検察官、いかがですか。

(検察官)

こういう機会は本当に貴重な機会だということで、今後の参考にしたいと思えます。どうもありがとうございました。

(司会者)

弁護士の方、いかがでしょうか。

(弁護士)

弁護士は裁判員裁判を1回やって二度とやらない弁護士もいたり、そもそも刑事事件を全くしない弁護士もいっぱいいるのです。でも、すごく優しい御意見も頂いたりして、非常にありがたいなと思って伺いました。ありがとうございました。

(裁判官)

担当していない事件のことも、いろいろなことをやっているのだと参考になることもいっぱいありましたし、今後の執務の参考になりました。ありがとうございました。

(司会者)

今日は司会の不手際で皆さんがおっしゃりたいことを十分おっしゃる機会が設けられたか甚だ心もとないところですが、本日は本当に貴重な御意見を賜りました。ありがとうございました。

以上